

神戸市における生活困窮者 自立支援の取り組みについて



保健福祉局生活福祉部くらし支援課

本日のご説明の流れ

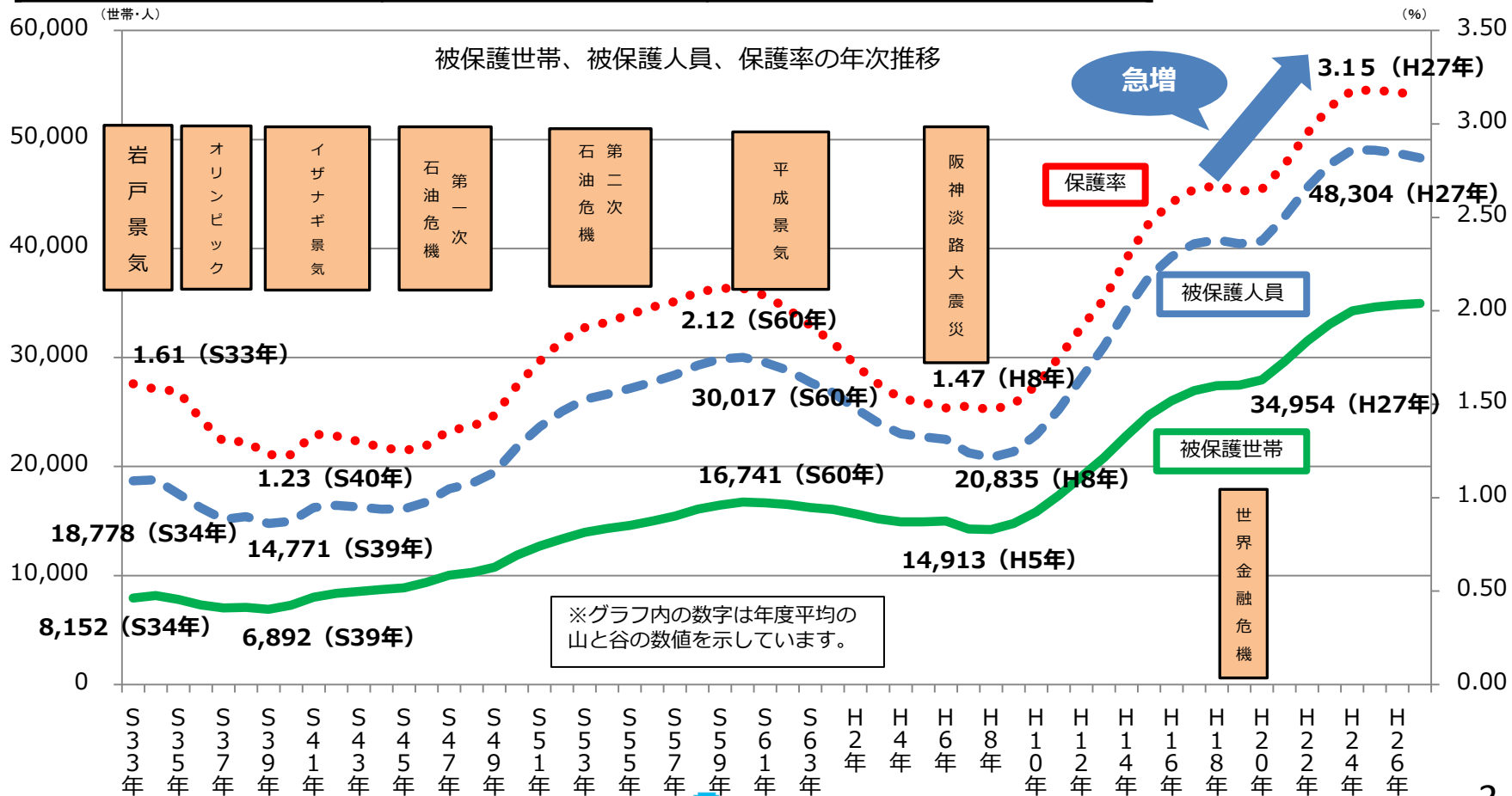
1. 神戸市の概況
2. これまでの実施状況
3. 具体的な事例
4. H29年度の取り組み



神戸市の概況(生活保護の動向①)

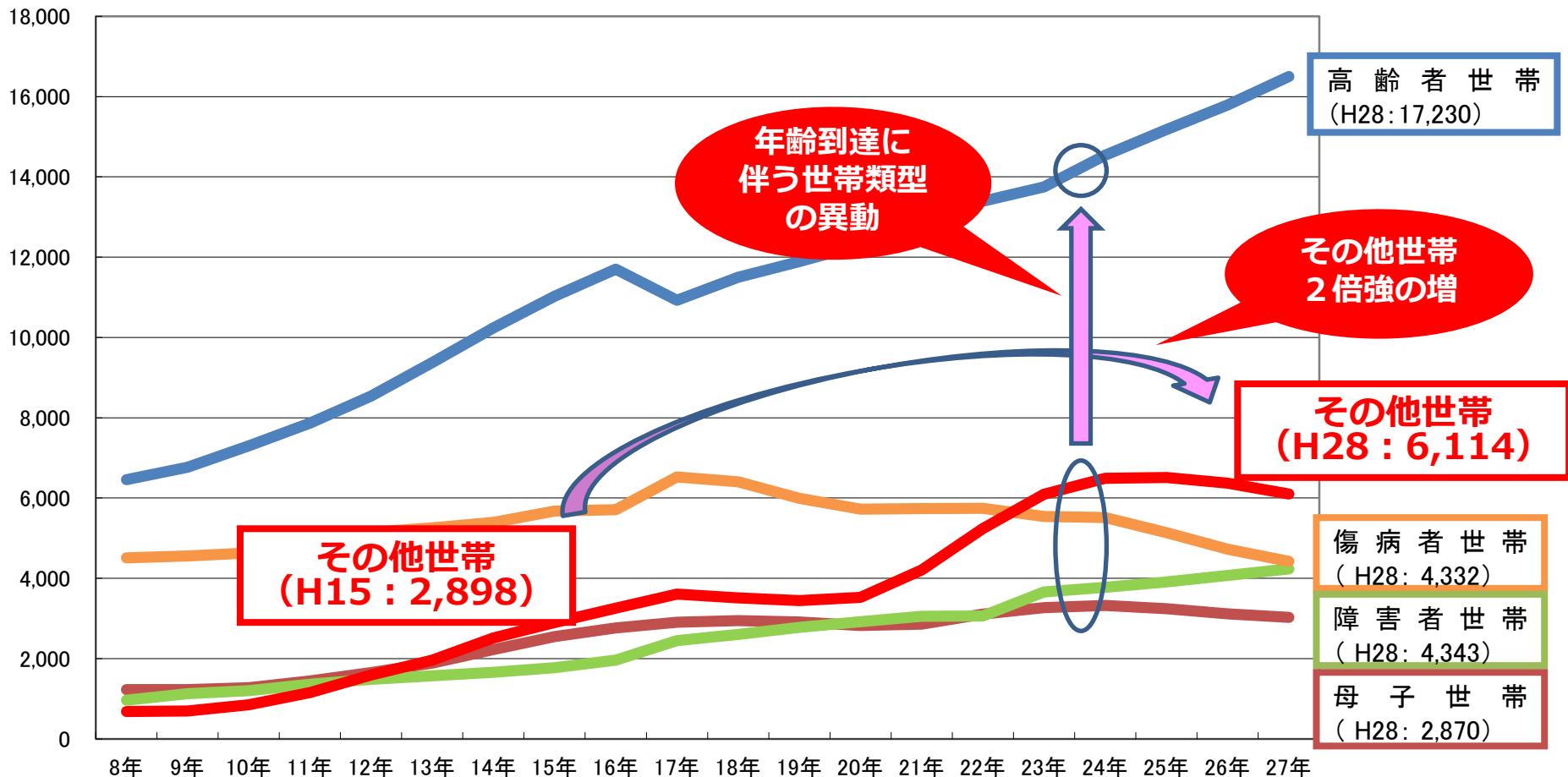
保護率	3.07%	前年同月比△1.2%
被保護人員数	47,121人	前年同月比△1.6%
被保護世帯数	34,821世帯	前年同月比△0.5%

※平成29年5月時点速報値



神戸市の概況(生活保護の動向②)

世帯類型別世帯数の推移

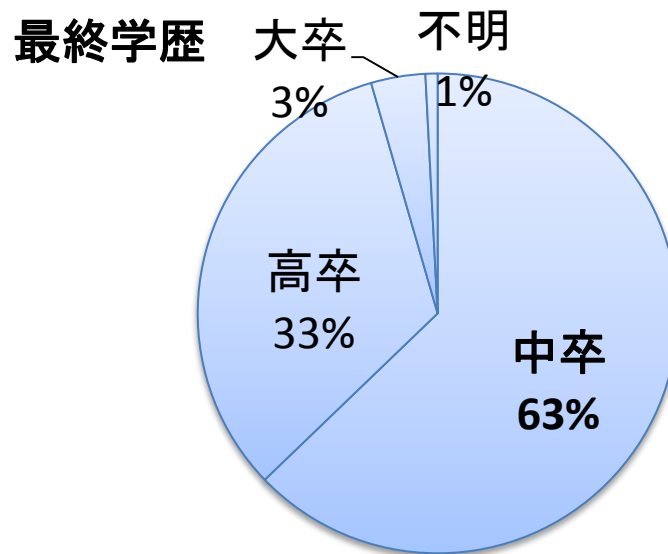
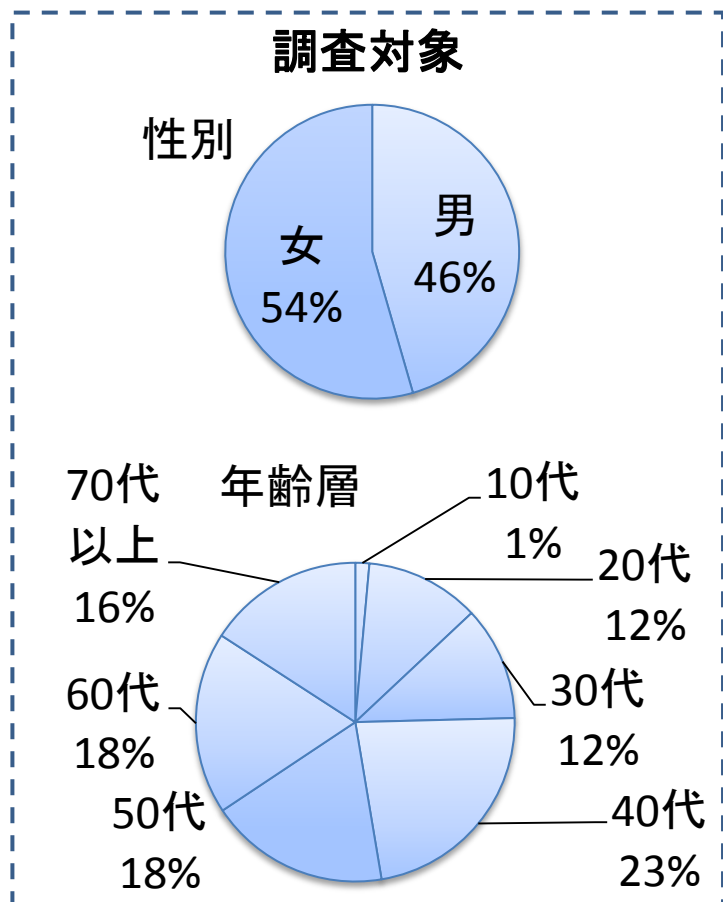


神戸市の概況(生活保護の動向③)

貧困の連鎖の実態、最終学歴の状況

※貧困の連鎖防止に係る生活保護受給世帯の抽出調査(H27年7月)結果より

※調査対象:市内2つの区において、生活保護受給中の492世帯(無作為抽出)



調査対象(492世帯)のうち約18%の世帯員が出身世帯での保護受給歴がある。【貧困の連鎖】

生活困窮者自立支援法について

○生活困窮者自立支援法(抜粋)平成27年4月1日施行

(目的)

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る

(生活困窮者とは)

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

○法定の事業

【必須事業】

- (1) 自立相談支援事業
- (2) 住居確保給付金

【任意事業】

- (1) 就労準備支援事業
- (2) 一時生活支援事業
- (3) 家計相談支援事業
- (4) 学習支援事業

【認定事業】

- (1) 就労訓練事業
※いわゆる「中間的就労」
※事業所の自主事業

○法の理念(厚生労働省)

- (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保
- (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり



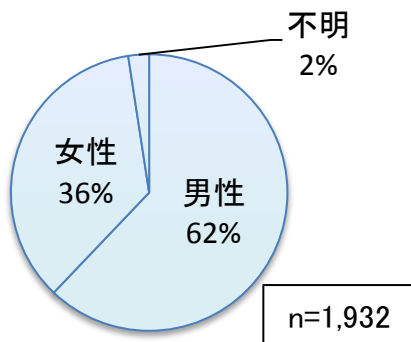
平成28年度における実施状況

自立相談支援の実績

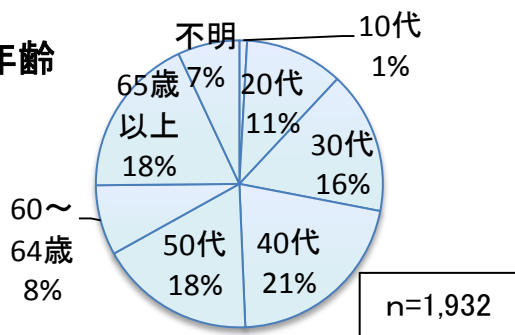
※各区「くらし支援窓口(11か所)」「一時生活支援センター(1か所)」における自立相談支援の合計

	新規相談 受付件数 (件)	10万人 あたり (件/月)	プラン 作成件数 (件)	10万人 あたり (件/月)	就労者・ 増収者数 (件)	10万人 あたり (件/月)	延べ 相談回数 (回)	1件 あたり (回/件)
	H27年度	2,183	11.7	426	2.3	158	0.9	9,073
H28年度	2,635	14.3	601	3.3	208	1.1	14,071	5.3
前年度比	+21%		+41%		+32%		+55%	

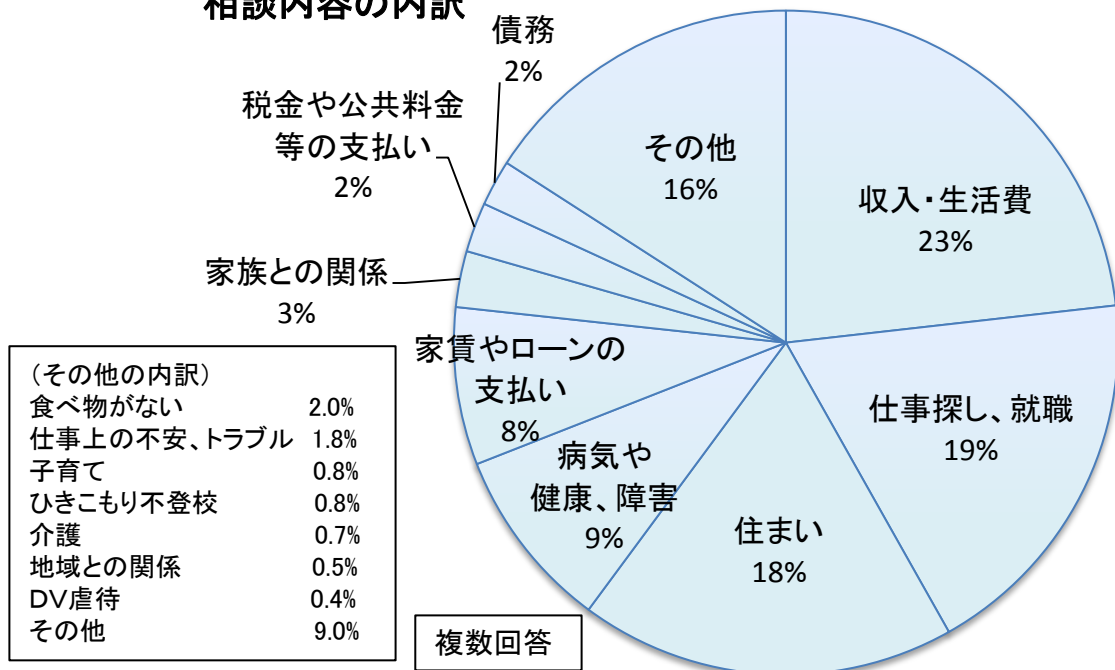
性別



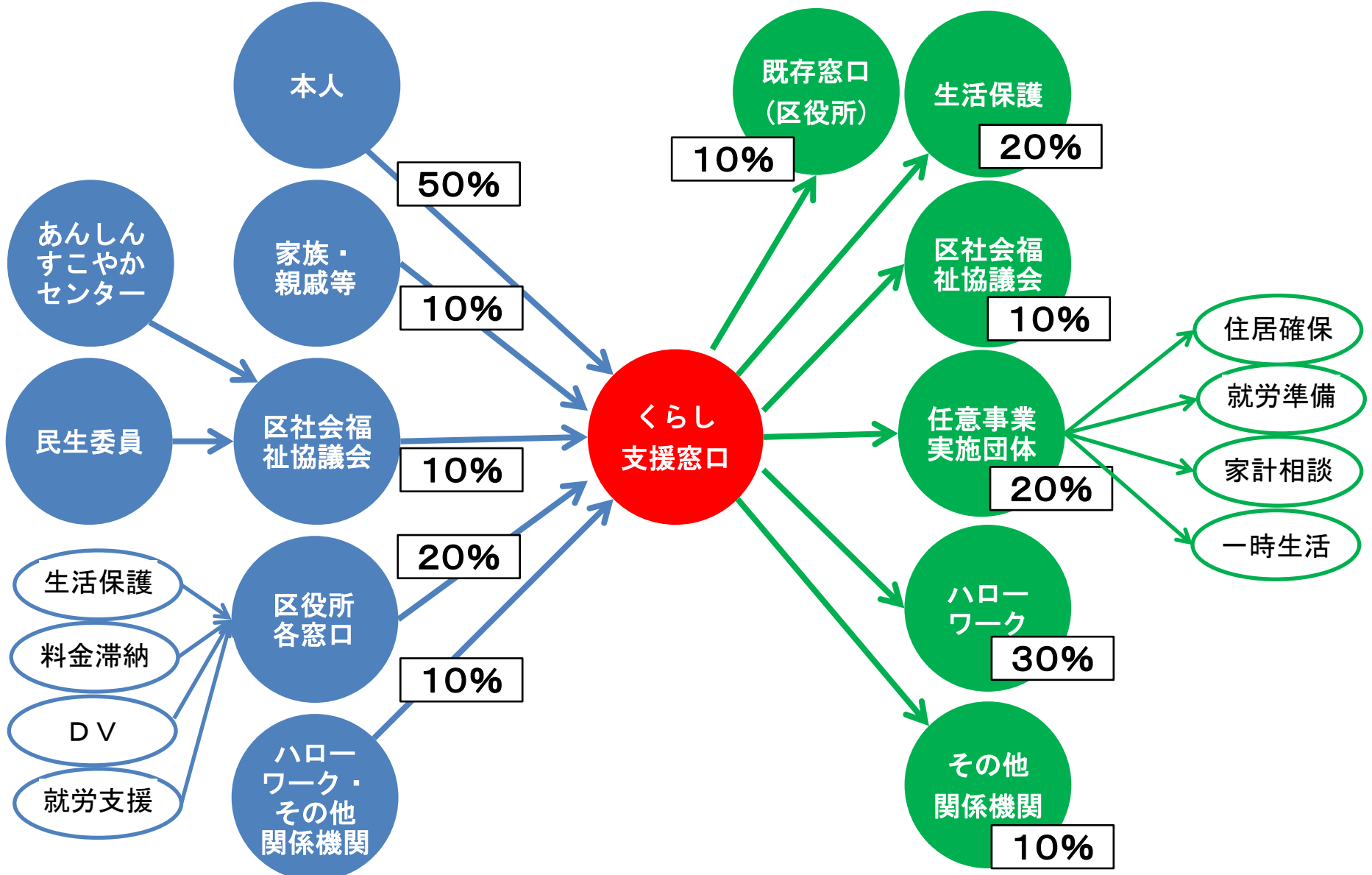
年齢



相談内容の内訳



平成28年度における実施状況(相談経路)



平成28年度における実施状況

事業名	事業利用者数	内 訳	
		生活困窮者	生活保護受給者
住居確保給付金	77件	77件	—
臨床心理士サポート事業	63件	6件	57件
家計相談支援事業	38件	38件	—
一時生活支援事業	167件	167件	—
就労準備支援事業	154件	28件	126件
就労訓練事業	2件	0件	2件
学習支援事業	328件	28件	300件

平成28年度における実施状況(学習支援)

	対象		登録数	高校進学率 (進学者/ 卒業者)		
	中学生 (1～3年)	小学生 (4～6年)			一般 世帯	保護受 給世帯
H24年度	通年:1か所	—	31人	100.0% (10人/10人)	98.8%	90.8%
H25年度	通年:2か所	通年:2か所	63人	100.0% (18人/18人)	99.0%	94.4%
H26年度	通年:2か所 短期:2か所	通年:2か所	124人	100.0% (41人/41人)	99.1%	94.1%
H27年度	通年:6か所 短期:6か所	通年:3か所	355人	99.1% (111人/112人)	99.1%	91.7%
H28年度	通年:12か所	通年:3か所	350人	100.0%	—	—

具体的な事例（就労支援の事例）

■就労準備支援事業を活用し、就労開始に至ったケース

70代の母親から、同居の息子さん（相談者）について、「くらし支援窓口」に相談があった。

相談者は、10年以上新聞配達のアルバイトをしているが、月4万円程度の収入であり、今後の生活に不安があるとして、安定就労に向けた支援を希望。

くらし支援窓口では、これまでの生活状況を聞き取り、まず就労準備支援事業での活用することを中心に、個別の支援計画を策定した。

就労準備支援事業の受託事業所での支援中に、障害がある可能性が示唆されたため、並行して臨床心理士サポート事業を活用し、障害手帳の取得・障害者就労を検討した。しかし、相談者自身は、一般就労に向けた意志が強いことを尊重し、一般就労に向けた支援を継続した。

就労準備支援事業終了の後は、ワークサポート（ハローワーク）と連携し、週に1度、求人紹介や面接練習などの支援を繰り返した結果、清掃会社での就職に至った。

（支援期間及び面談回数）約6か月間、約20回

（関係機関）就労準備支援事業所、ワークサポート、臨床心理士、母、ほか

具体的な事例（学習会からの声）

【参加生徒の声】

- 学校の授業ではスピードについていけなかったが、学習会では分からないところをゆっくり聞けるので良かった。
- 色々な大学生と話をするのが楽しい。大学生の先生は歳が近くてよかった。
- 集中して勉強することができるので良かった。
- 成績が上がり、学校の面談で志望校に合格する可能性が出てきたと言われ、嬉しかった。

【保護者の声】

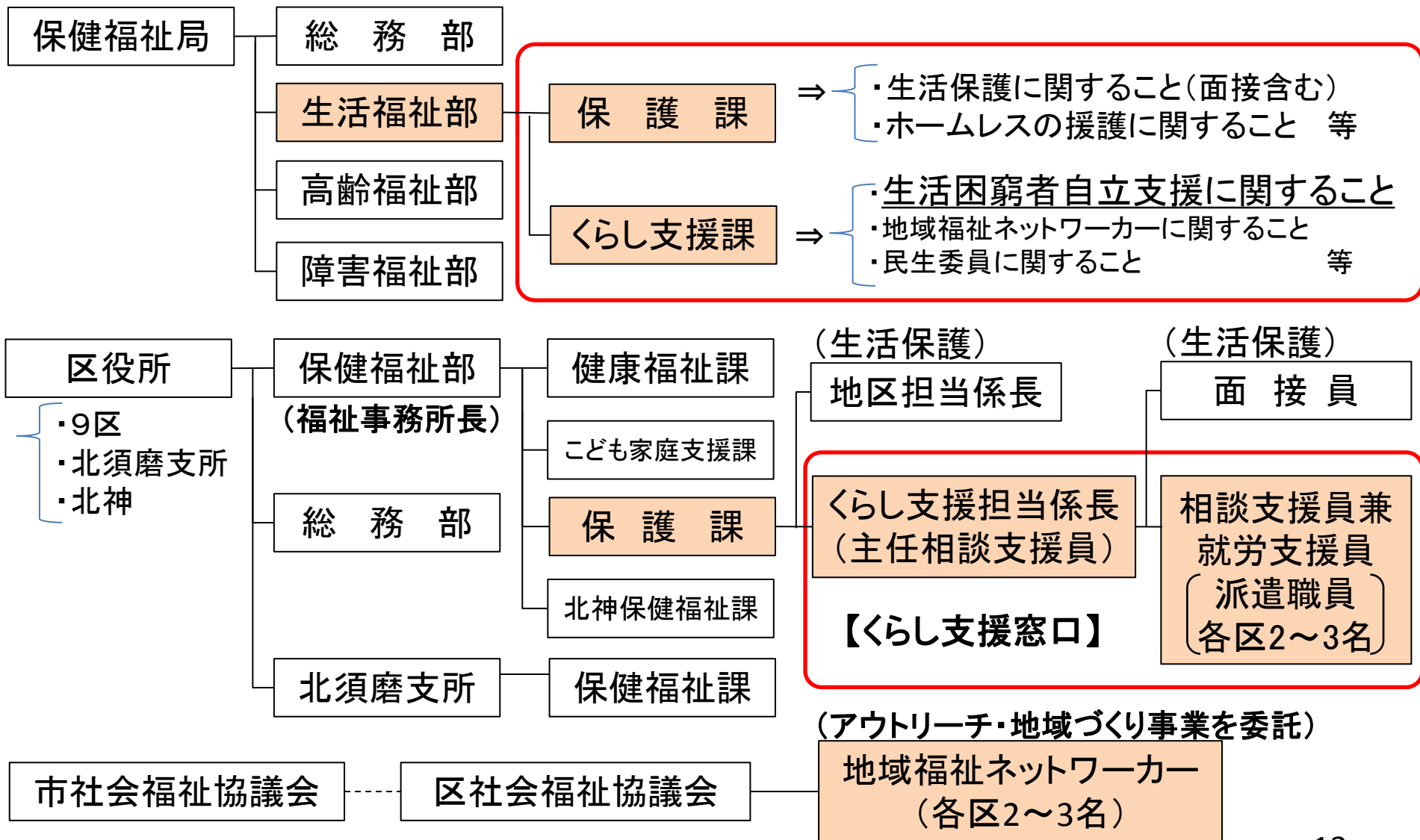
- 子どもが夕食時に楽しそうに学習会の話をしてくれる。
- 学校では大人しい子どもが、学習会ではたくさん話しており、自分らしさを出せているので嬉しい。
- 自宅でも机に向かうことが多くなり、弟の宿題も手伝うようになった。

【学校の声】

- 学習会に参加するようになってから、学校でも意欲的に勉強するようになった。
- 学力や家庭環境に不安のある子どものフォローになるため、事業実施を歓迎する。

平成29年度における取り組み①

■実施体制(平成29年度)



平成29年度における取り組み②

くらし支援窓口【拡大】

- ・区役所における就労支援を一元的に実施し、障害者就労推進センターとの連携を強化することにより、生活困窮者に限らず障害者など、対象者の特性に応じた「しごとの総合相談」を実施する。
- ・北神出張所の支所化に伴い、相談支援員を1名増員した。
- ・地域福祉ネットワークを活用して「居場所づくり」「しごとづくり」を推進するため、市社協に「しごとづくり推進員」を配置した。

就労準備支援・就労訓練【拡大】

- ・就労準備支援事業について、委託先を、従前の4事業者から6事業者に増やし、支援のバリエーションを拡大した。
- ・就労訓練事業について、これまで実施事業者の開拓に努めてきたが、平成29年度に入り、2事業者の認定事業所として追加することができた。市内の認定就労訓練事業所は3か所となった。

学習支援【拡大】

- ・これまで中学生中心としていた対象者について、小学生にも拡大して実施している。(NPO法人への委託・12か所)
- ・具体的には、中学生向けには週2回程度・通年で実施し、小学生向けには夏・冬の学校休業期間を活用して短期集中型の学習会を開催。(一部の区では小学生についても通年で実施)

ご清聴ありがとうございました。

BE KOBE



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE 

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

